（上越教育大学名誉教授）　戸北　凱惠
瑞宝中綬章を授ける
長谷川　淳　畑　尚之
瑞宝小綬章を授ける（各通）
青山　昌弘
（三等陸佐）　和泉田幸一
上林　定郎　牛島　勤　佐藤　章
佐藤　孝夫　田中　善勇　長澤　均
（法務事務官）　成田　学史
拂川　順一
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上十月十九日）
奥山　明利　新屋　昭司　町田　昭二
瑞宝双光章を授ける（各通）（十月二十日）
多胡　孝二　冨安　國男
瑞宝双光章を授ける（各通）
中谷　和夫　長谷川巖晴　油布　善德
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十一日）
牛島　淳一
瑞宝双光章を授ける
吉岡　一榮
瑞宝単光章を授ける（以上十月二十二日）
矢野　登司
瑞宝双光章を授ける
横山　新平
瑞宝単光章を授ける（以上十月二十三日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、奈良県において第三十四回全国豊かな海づくり大会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十一月十五日午前十時七分御出門、同県へ行幸啓、同月十七日午後七時四十七分還幸啓になった。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、キャセイ航空労働組合から、賃金等の要求に関して、平成26年11月28日以降、同組合の組合員が従事するキャセイパシフィック航空会社の全職場（千葉県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年11月25日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県各種商品小売業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月25日

茨城労働局長　中屋敷勝也

第４号中「１時間767円」を「１時間780円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月31日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県鉄鋼業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月25日

千葉労働局長　小澤　真一

第４号中「１時間867円」を「１時間880円」に改める。

鳥取労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月25日

鳥取労働局長　河野　純伴

第４号中「１時間738円」を「１時間743円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月25日

島根労働局長　古田　宏昌

第４号中「１時間761円」を「１時間778円」に改める。

香川労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月25日

香川労働局長　加藤　敏彦

第４号中「１時間823円」を「１時間836円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月25日

愛媛労働局長　天野　　敬

第４号中「１時間807円」を「１時間820円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月25日

愛媛労働局長　天野　　敬

第４号中「１時間818円」を「１時間830円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県各種商品小売業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月25日

愛媛労働局長　天野　　敬

第４号中「１時間714円」を「１時間725円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月25日

大分労働局長　浅田　和哉

第４号中「１時間793円」を「１時間807円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月25日

大分労働局長　浅田　和哉

第４号中「１時間723円」を「１時間735円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県各種商品小売業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月25日

大分労働局長　浅田　和哉

第４号中「１時間697円」を「１時間704円」に改める。